

消防設備保守点検業務処理要領

この要領は、業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、軽微な業務で甲が業務上必要と認められるものについては、委託料の範囲内で実施するものとする。

(委託業務の対象)

- 1 委託業務の対象は、甲に設置された消火器・スプリンクラー・消防機関へ通報する火災報知設備・自動火災報知設備・非常放送設備・誘導灯設備・非常電源設備・連結送水管設備・防火排煙設備・避難設備とする。

なお、数量等については仕様書に定めるものとする。

(委託業務内容)

- 2 (1) 1の乙が行う保守点検委託業務の内容は、消防法第17条の3の3に義務づけられた定期的点検とする。
(2) 乙は、甲の要請により甲が職員の防火教育・消防訓練のため、技術員の派遣を要請した場合は、協力しなければならない。
(3) 乙は、甲の消防用設備等の誤動作及び非火災報等の発生の連絡を受けたときは、速やかに技術員を派遣してその処理を行うものとする。

(委託業務の実施及び時期)

- 3 保守点検の実施及び時期は、次の各号により行うものとする。
(1) 乙が前項の業務を実施するときは、甲の職員（防災管理者等）の立会のうえ業務内容について確認を受けなければならない。
(2) 乙は、前項の各設備について保守点検をするものとするが、事前に甲と協議して行わなければならない。

- 4 乙は、委託業務の実施にあたり、あらかじめ保守点検実施計画書を作成し甲に提出しなければならない。

(保守点検の技術基準)

- 5 乙が行う保守点検の技術基準については、昭和50年10月16日付消防庁告示第14号「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示」によるほか、関係法令に定めるところによる。

(委託業務終了後の措置)

- 6 乙は、業務が終了したときは、内容を具備した結果報告書を2部（うち1部は消防署報告用として前項の告示に定める様式とする。）作成して立会人の承認を受け、甲へ提出するものとする。

なお、乙は甲の設備に不備及び破損等があるときは、立会人に説明するものとする。

(消防署への報告)

- 7 甲は、乙から結果報告書を提出された際は、所轄消防署へ報告するものとする。